

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第1回飯塚市個人情報保護審議会
開催日時	令和2年2月21日(金) 午後1時30分～午後2時30分
開催場所	飯塚市役所 本庁舎2階 203会議室
出席委員	井上(道)委員(会長)、下村委員、岡松委員、井上(節)委員、柴田委員
欠席委員	海藏寺委員(副会長)
事務局職員	二石総務課長、毛利課長補佐、井下
会議内容	<p>【個人情報の外部提供について】</p> <p>【議案における個人情報の取扱いについて】</p> <p>【目的外利用等が例外的にできる場合の類型化について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長あいさつ 2 実施機関による付議事項の説明及び質疑 3 審議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方公務員法の改正により非常勤の特別職の対象から外れる自治会長への個人情報の提供について <ol style="list-style-type: none"> ① 公益上の必要性について <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員への住民情報の外部提供や、敬老の祝品の贈呈のための高齢者情報の外部提供等、過去に審議会において公益性があると認めたケースと同じように、今回のケースも公益性があると考えられる。ただし、誓約書等の取り交わしは必要。 ② その他意見について <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長へ外部提供する個人情報の項目と提供期間の明確化が必要である。 ・個人情報の重要性、取扱いの注意点について、自治会長への定期的な情報提供・意識づけが必要である。 ・自治会長へ提供する個人情報の取扱規定上に、個人情報が漏洩した場合の罰則規定等の記載を検討してほしい。 (2) 議案における個人情報の取扱いについて <ol style="list-style-type: none"> ① 議案に掲載された事案の内容や性格等によって個人情報の保護に配慮する必要がある場合について、匿名表記とする取扱いについて <p>⇒議案の内容や性格等によって個人情報の保護に配慮すべきものがある場合については、議会の審議権を侵さない範囲での匿名表記を</p>

	<p>して差し支えないものと判断する。</p> <p>(3) 目的外利用等が例外的にできる場合の類型化について</p> <p>① 類型表の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類型表の中には、飯塚市個人情報保護条例（以下条例という。）14条第2項第1号から4号に該当するものや、情報公開条例第8条第1号に該当するものが混在しており、上記案件については、当審議会の審議対象ではないと考える。 <p>⇒条例第14条第2項第5号に基づき、過去に審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めた案件をわかりやすく類型化するという観点で類型表を作成することは問題ないのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ審議すると予測される案件を類型化し、審議会への諮問を省略することは、個人情報保護審議会を軽視しているということになりかねないのではないか。 <p>⇒今後の類型化の必要性があるのかも含め、再検討すべきである。</p> <p>② 市民アンケートや意識調査等の業務のために、個人情報を目的外利用する場合について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該市民アンケートが、市民の意向、動向を市政に反映することを目的とし、アンケート内容が適切なものである場合においては、条例第14条第2項第5号に定める公益上の必要性があると考え。但し、アンケートの目的に沿った最小限の情報収集がなされるべきであり、不必要な情報の記載等が行われないように配慮すべきである。
<p>会議資料</p>	
<p>公開・非公開 の別</p>	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者0人)</p>
<p>その他</p>	